

令和 3 年 10 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 3 年10月 7 日	午後 2 時00分
	閉 会	令和 3 年10月 7 日	午後 2 時45分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長	小 畑 委 員	千 委 員
-----------	---------	-------

安 岡 委 員	藤 本 委 員	鈴 鹿 委 員
---------	---------	---------

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

仲井 教職員人事課長

片山 社会教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

9月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

○ 前回、9月14日の教育委員会では、京都府の緊急事態宣言が9月30日まで延長され、これまでの緊急事態措置が継続して実施されることを報告したが、その後、全国的にも感染者数が減少し、9月28日には同宣言が9月30日をもって解除されることが決定した。

京都府の1日当たりの新規陽性者数は、宣言の解除を決定した9月28日の知事会見資料1頁に記載のとおり、8月26日に過去最多の601人であったが、9月27日には27人と大きく減少した。

なお、昨日の陽性者数は30人である。

宣言は9月30日で解除されたが、感染拡大防止のため、引き続き様々な取組が実施されているところである。

飲食店への要請としては、10月1日から21日までの間、京都市、山城・乙訓地域において、新型コロナウイルス感染防止対策認証店は、営業時間が5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで、認証店以外は、営業時間が5時から20時まで、酒類提供が11時から19時30分までとなっている。

イベントの開催制限としては、10月1日から31日までの間、府内全域において、人数上限が5,000人又は収容定員50%以内（10,000人以内）のいずれか大きい方となっている。

飲食店以外の商業施設等への働きかけは、10月1日から21日までの間、京都市、山城・乙訓地域において、商業施設等は5時から21時まで、イベント関連施設は21時までとなっている。

その他、基本的な感染防止対策の要請のほか、飲食時、職場、外出時、学校生活等、特に感染に気を付ける場面での感染リスクを低減するための要請が行われている。

また、新型コロナワクチン接種を促進するため、接種会場を新たに3箇所設置し、十分な量のワクチンを確保するとともに、若い世代へのワクチン接種の周知・啓発として、京都大学iPS細胞研究所の山中伸弥所長のメッセージ動画を作成の上、京都府のホームページで接種に関する情報発信が行われている。

続いて、府立学校の対応について報告する。

先に報告したとおり、新規感染者数は減少傾向にあり、緊急事態宣言が9月

30日の期限をもって解除されたが、夏期休業明け以降、生徒間と思われる感染事例の報告も受けており、宣言解除後の感染再拡大を防ぐためにも、今後とも気を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を引き続き徹底していくとともに、一方で徐々に通常の学校生活に戻していく必要もあり、同宣言解除が決定した翌日の9月28日付けで、各府立学校長宛てに府立学校の対応についての通知を発出した。

同通知文の中には、学校教育活動の制限を段階的に緩和していくことを記載し、例えば、校外活動や宿泊を伴う教育活動については、実施不可としていたものを10月9日から実施可能としている。ただし、教育課程外は府内に限るとして、10月23日からは全面的に実施可能としている。

部活動については、10月1日から、参加者は自校生徒のみ、場所は校内に限り、時間は2時間以内、宿泊は不可、公式大会や発表会は参加可能とした。

10月9日からは、参加者は府内2校程度、場所は近隣通学圏から府内全域、時間は部活動指導指針通りとし、宿泊は府内限り可能として、10月23日からは基本的に制限なしとした。

なお、市町教育委員会に対しては、府立学校の対応を示しながら、引き続き感染防止対策の徹底をお願いしているところである。

府立学校における児童生徒の感染者数については、8月300人、9月76人、10月は昨日6日現在で2人である。

学級閉鎖等の状況については、9月は学校休業1校、学級閉鎖8校、10月は学級閉鎖のみで1校である。

小中学校の感染者数については、報告にタイムラグがあるが、8月379人、9月89人、10月は昨日現在で3人と報告を受けている。

児童生徒の感染者数もかなり減少しているが、マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染防止対策を取りながら、先ほどの通知文のとおり、引き続き警戒感を緩めることなく、地域の感染状況や学校での感染状況を見極めながら、段階的に制限を緩和していき、子どもたちの教育活動を保障していきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

新型コロナワクチンの接種対象は満12歳以上であるが、中学・高校生のワクチン接種率はどのくらいか。

○ 山本教育監

資料7頁に記載のとおり、9月25日現在、満12歳以上の10歳代の2回目接種率は14.34%である。

○ 橋本教育長

接種率は低いと思っている。強制はできないが、正しい知識を持ってワクチン接種を避けまいよう必要な啓発はしていきたい。

イ 令和4年度京都府公立学校教員採用選考試験の結果について

【仲井教職員人事課長の報告】

- 令和４年度京都府公立学校教員採用選考試験については、去る９月21日に合格発表を行い、実施結果を公表した。

概要としては、採用予定者数を420名程度としていたが、正規教員が不足している状況から、同予定者数より39名多く、459名を採用候補者名簿に登載し、同採用試験の合格者とした。前年度については、451名を名簿登載しており、総数では同様の人数であるが、その内訳は高等学校及び特別支援学校を少し多めに名簿登載したものである。

続いて、今年度の試験の特徴について報告する。

様々な教育改革や教育課題に対応するための多様な人材を確保するため、１点目は、今後における教科担任制も含めた系統的な学習を踏まえ、小中連携推進枠を新たに設け、10名を名簿登載した。その内訳としては、数学６名、理科２名、英語２名である。

特徴の２点目は、小学校志願者で中学校又は高等学校英語の教員免許所有者を17名名簿登載し、３点目は、小・中・高等学校志願者で特別支援学校の教員免許所有者を25名名簿登載した。

特徴の４点目は、高等学校でのスペシャリスト特別選考で、今年度は受験者25名のうち、理科、体育、英語、農業、工業の部門で合計８名を名簿登載した。

優秀な大学生の確保については、当方で実施している教師力養成講座修了者が72名受験し、59名を名簿登載した。また、大学での成績優秀者で大学から推薦があった方々からは、40名を名簿登載した。

次に、採用選考試験の実施状況について報告する。

先に報告したとおり、高等学校の採用予定者数及び名簿登載者数を前年度より増やし、特に国語及び英語教科を少し多く名簿登載した関係もあって、高等学校の倍率が前年度対比で5.4倍から4.7倍と下がっている状況である。

小学校及び中学校については、それぞれ志願者が少し減少しているものの、小学校は、名簿登載者数を昨年度より少し増やしたため、倍率は３倍となり、中学校については、名簿登載者数を減らしたため、倍率は5.8倍となっている。

特別支援学校の倍率についても、昨年度の3.1倍に比べ、今年度は採用予定者数及び名簿登載者を増やしたため、2.4倍と下がっている。

また、志願者数については、今年度は1,961名であったが、５年前又は10年前と比べ、かなり減少している。10年ほど前の志願者数は約3,200人であったので、その頃と比較すると、1,000人以上減少している状況であり、今後とも、志願者の確保に努めていくことが必要と考えている。

なお、今回の名簿登載者については、今後、年度内に何度か研修会等を実施し、令和４年４月１日の採用につなげていきたい。

【質疑応答】

- 小畑委員

高等学校の名簿登載者数は132名であり、採用予定者数の150名を満たしていないが、採用予定者数が計画値とすれば、必要とする人材が確保できなかったということか。

- 仲井教職員人事課長

高等学校については、スペシャリスト特別選考の８名を含めると、名簿登載者は合計で140名となる。

採用予定者数は150名で、各教科において、それに見合う形で合格者を出す
が、来年度の採用見込み等を4月の段階で出すため、その後の状況により、予
定者数を少し見直す部分があるのが、まず1点である。

もう1点は、高等学校全体の倍率は4.7倍であるが、教科別では、国語及び
英語の倍率が2倍余りというかなり厳しい状況であり、名簿登載の判定を行う
中で、今年度は140名の名簿登載者を決定した。

○ 小畑委員

計画の未達は残念だが、量より質で選び、量的には多少課題を残した採用試
験であったということか。

○ 仲井教職員人事課長

採用予定者数の見込みは4月段階であり、教科別の再任用教員がどれくらい
出るのか、また、早期退職する教員がどれくらい出るのかということも踏まえ
、検討していく必要があると考えており、この数でもって、まずは来年度に向
けて対応していきたい。また、定数内講師の数は、おそらく高等学校に関して
は少し減る見込みであり、まずは適正な名簿登載者数と認識している。

○ 鈴鹿委員

最終合格された方の中で辞退される方はどれくらいの割合か。

○ 仲井教職員人事課長

名簿登載者が最終合格者であるが、ここから採用に至るまでに、例えば、他
府県を併願している方もあり、辞退が出てくると見込んでいる。

前年度であれば、451名を名簿登載したが、最終的には約20名の辞退があっ
た。

○ 鈴鹿委員

志願者数が10年くらい前と比べ、随分減少しているとの報告であったが、こ
の減少傾向は公立学校に限ってなのか。それとも私立学校の教員採用も含めた
傾向なのか。

○ 仲井教職員人事課長

私立学校の採用状況までは分からないが、少子化に伴い、10年前と比べ、全
体的に学生が減り、教員を目指す学生も減少しているというのが一つの要因と
思う。一方で、最近民間企業等において、この間採用を増やしているところ
が多く、その辺の影響も受けていると思う。

また、教員志願者の減少傾向は、全国的にも見られ、採用試験の倍率は相当
下がっている状況であり、文部科学省においても、教員志望者の確保に向けて、
中央教育審議会の部会等でも議論されている。

○ 藤本委員

産前産後休暇や育児休業等で、教員が休暇を取得する場合に、一時的に採用
する臨時講師のような方は、採用試験1次合格者の中から希望者が登録できる
というような仕組みなのか。どのような仕組みになっているのか。

○ 仲井教職員人事課長

講師登録制度を設けており、常勤、非常勤を問わずに講師を希望する方は登
録していただき、その登録者の中から、一定条件に見合った方を採用するとい
う形を原則的に行っている。

採用試験で合格しなかった方が講師をされるケースも多々あり、採用試験で
最終的に不合格であった方に、講師登録を進めたりすることもある。

- 安岡委員
障害者特別選考については、障害を持たれている方が受験する試験制度か。
- 仲井教職員人事課長
教員免許を持っている方で、障害者手帳をお持ちの方が受験対象である。
- 安岡委員
障害者手帳を持っている方も、一般選考を受験できるということによいか。
- 仲井教職員人事課長
そのとおり、一般選考でも受験でき、障害者特別選考でも受験できる。

(4) 議決事項

- ア 第31号議案 京都府指定管理者等選定審査会教育委員会部会委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕

- イ 第32号議案 令和3年度京都府教育功労者表彰の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

- ウ 第33号議案 令和3年度京都府教育委員会附属機関の委員等表彰の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

- エ 第34号議案 令和3年度京都府公立学校教職員及び京都府教育委員会事務局職員表彰の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

- オ 第35号議案 公立学校退職教職員表彰（死亡退職）の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

- ア 公開しないこととする議決について

（京都府委員会会議規則第15条第1項第4号）

議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

